

◆国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）

（都道府県計画）

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。

9 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

（市町村計画）

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。

4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

（土地利用基本計画）

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

一 都市地域

二 農業地域

三 森林地域

四 自然公園地域

五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。

5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の

振興を図る必要がある地域とする。

- 6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
- 7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。
- 8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
- 9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。
- 10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かななければならない。
- 13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。
- 14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（審議会等）

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

- 2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

◆国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）

（全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項）

第一条 国土利用計画法(以下「法」という。)第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国土の利用に関する基本構想
- 二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- 三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
- 2 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 3 法第八条第一項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。

（土地利用基本計画）

第二条 法第九条第一項の土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により同条第二項各号に掲げる地域を定めるものとする。

第三条 法第九条第十四項の政令で定める輕易な変更は、市町村の名称の変更、市町村の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止若しくは区域若しくはその名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

◆国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）

（審議会等の調査審議）

第十五条 都道府県知事は、その管轄区域内において国土調査が実施される場合には、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十八条第一項に規定する審議会等に対し、当該国土調査に関する重要事項について調査審議を求めることができる。

第2 条例

◆福岡県国土利用計画審議会条例（昭和四十九年十月二十二日福岡県条例第三十一号）

（設置）

第一条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十八条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、福岡県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（組織）

第二条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員二十五人以内をもつて組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

（任期）

第三条 前条第一項の委員の任期は、三年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（雑則）

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第3 規則（審議会において定めるもの）

◆福岡県国土利用計画審議会運営規則（昭和五十年一月二十四日（最終改正：令和三年二月二十三日））

（趣旨）

第一条 福岡県国土利用計画審議会の運営については、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)及び福岡県国土利用計画審議会条例(昭和四十九年福岡県条例第三十一号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（召集）

第二条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

（会議の公開）

第三条 審議会の会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

2 会議の公開の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

（会議録）

第四条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事件の件名及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

（専決基準）

第五条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱う。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに委員に報告しなければならない。

（参考人の出席）

第六条 会長は、審議会の議事の調査審議に必要があると認めるときは、その会議に参考人の出席を求め、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、その都度会長が定める。